

微生物も魚も植物も

## 生き物丸ごと守る法

多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的にした「生物多様性基本法案」の与野党協議が近く、始まる。自民、民主両党とも、今国会での成立を目指し、互いに歩み寄る姿勢を見せていく。長年、「野生生物保護法」の制定を求めてきた環境NGOは、「好機到来」と、働きかけを強めている。

### 環境NGOが 制定働きかけ

日本には、生物の多様性や生態系を丸ごと守るような法律はない。鳥獣保護法は、海洋哺乳類の一部や爬虫類、両生類、魚類、植物などは対象外だ。絶滅のおそれのある生物種の保護を目的とした「種の保存法」もあるが、保護対象種は、絶滅のにある生物種の3%にすぎない。

そこで、世界自然保護基金(WWF)・ジャパンや日本自然保護協会など約40団体が99年から「野生生物保護法制定をめぐる全国ネットワーク」を作り、与野党に、野生生物保護法(仮称)の制定を働きかけてきた。民主党がまず、これに応じ、昨夏の参院選のマニフェストに盛り込んだ。「現行の自然保

護関連法は目的も対象もバラバラ。生物多様性を守るために、整合性のある基本法が必要」(田島一成・生物多様性対策小委員会座長)として、今月、同法案を衆院に提出した。

自民党も、「環境保全型の農業を進めには、微生物を含めた多様な生物の保全、活用が重要である」として、「種の保存法」と判斷。近く、与党案をまとめ、民主党との一本化をめざし、協議に入る。

法案成立の機運が高まつた背景には、「2010年、生物多様性条約締約国会議の名古屋誘致」という追い風がある。来月下旬、ドイツでの同会議で正式に開催される予定。

WWFジャパンの草刈秀紀・自然保護室次長は「生物多様性を守る基本理念を示して、新たな法的枠組みを作り、関係する多くの法律の改正につなげて欲しい」と期待している。

### 与野党、今国会成立目指す

#### 計画段階での アセス義務化

に決まるため、それまでに法案を成立させ、積極的な姿勢を海外にアピールしたいようだ。

一方で、国が、生物多様性に影響を与える公私事業などを行う場合には、計画立案の段階で、その影響を調査、予測し

て、保全策をとるよう、義務づける。ただ、現行の環境アセスメント法や、公事業に関連する法律の改正が必要になることも考えられ、開発官庁から慎重な意見が出ることも想定される。

WWFジャパンの草刈秀紀・自然保護室次長は「生物多様性を守る基本理念を示して、新たな法的枠組みを作り、関係する多くの法律の改正につなげて欲しい」と期待している。



東京 二 節

# 環境 エコロジー